

ベーシックマスター

よくわかる

建築の安全衛生

# 第 1 章 安全について学ぶために

月並みであるが「安全第一」とは、仕事をするときに最優先にすべきことである。働く人々は日々の仕事を無事に終えたとき、働く喜びを実感すると共に安全な作業環境にも感謝すべきである。

私たちは、災害のない作業環境を実現するために、過去の労働災害に学び、人間の行動を分析し、完璧ではないがルールや約束事を作っている。日々の仕事を安全に進めるためには、安全について学んだことを単なる知識とするのではなく、日々の仕事において実践することが大切なのである。ルールを守ることは、自分自身の幸せにつながっていることを理解してほしい。

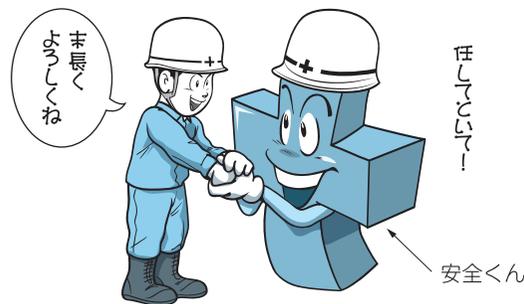


図 1-1

## 1-1 労働災害の推移

全産業における労働による死亡者数は、昭和 45 年以前は年間 6,000 人を超えていたが、労働安全衛生法が施行（昭和 47 年 10 月）された昭和 47 年ごろから急激に減少し、平成 18 年以降は年間 1,500 人以下となった。一方、建設業における労働による死亡者数は、昭和 48 年以前は年間 2,300 人を超えていたが、昭和 51 年に 1,500 人以下となり近年では 350 人以下となった。しかし、建設業における労働災害\*による死亡者数は全産業の 1/3 を超えており、建設業に従事する労働人口が全産業の 1 割弱であることを考慮すると、建設業は他の産業に比べて労働災害の発生率が高く、さらなる安全に対する取り組みが必要とされている。

\* 労働災害：労働災害（労災）とは、働く人が業務とそれに付随する行為や通勤途中の事故や災害などによって、負傷したり、病気にかかったり、死亡した場合のことをいい、労災を被った人には労働者災害補償保険（労災保険）が適用される。

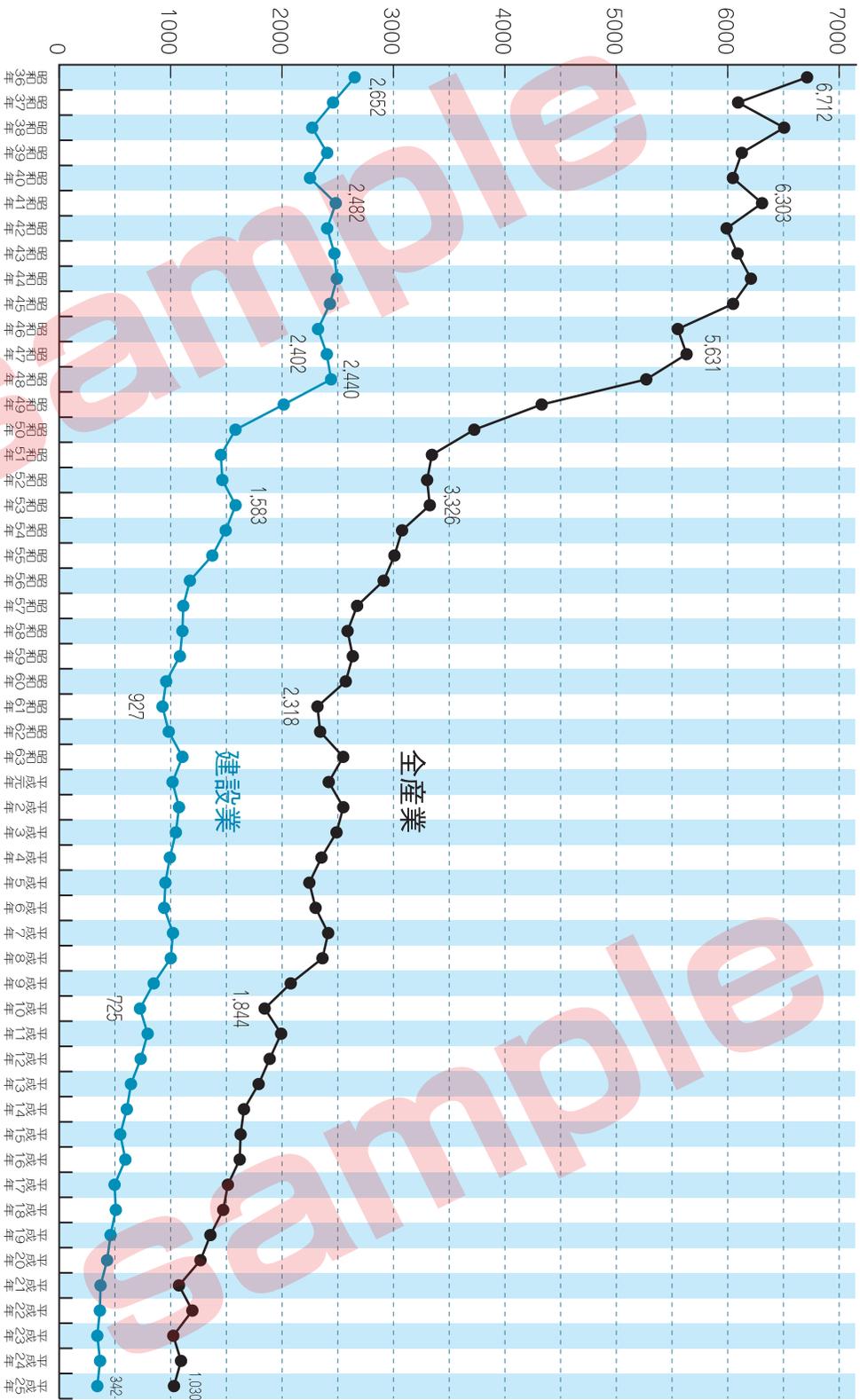


図1-2 死亡者数の推移

## 1-2 建設業における労働災害の特徴

建設業のうち建築に関する死亡災害を「事故の型」別にみると、足場やはしごなどの高所からの墜落が約6割、他に自動車、建設機械、倒壊、材料等の飛来・落下等である。

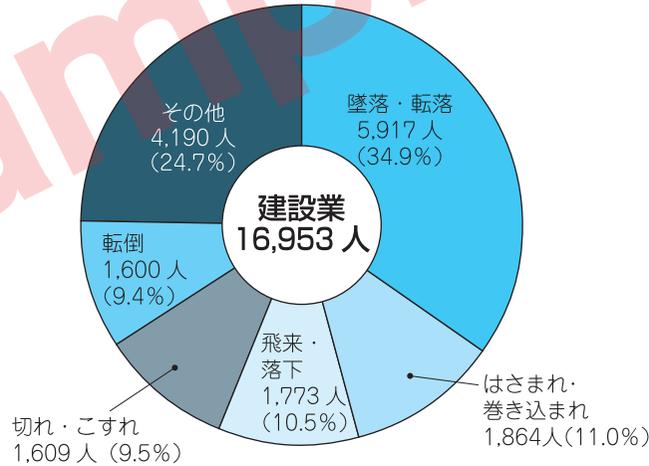


図1-3 事故の型別でみた死傷災害（平成26年3月速報）

建設業は、労働集約型産業であり、職場の安全対策の難しさとして次のような要因が考えられる。

- ・作業内容が日々変化するため、安全設備に限界があること。
- ・多業種の専門工事業者が混在して作業するため、時として作業間の連絡・調整に不備が生じること。
- ・単品、受注生産であるため、安全対策の標準化が困難であること。
- ・雇用期間が短いため、継続的な教育・訓練が実施されにくいこと。

## 1-3 安全・衛生のための法律

我が国の全ての国民は、日本国憲法の精神のもとにあり、法律により安全・安心な生活を営むことができている。数多くある法律の中で、働く人を守るものが**労働基準法\***である。労働基準法が働く人の労働条件の最低基準を定め、違反すると罰則付きの強制力を有する法律であるのに対し、働く人の労働災害を防止するための安全衛生の確保だけでなく、さらに快適な職場環境の形成を目的とする法律が、**安衛法**と呼ばれる**労働安全衛生法**である。労働安全衛生法は、もともと労働基準法にあった働く人の安全衛生に関する規定を独立させたものである。

\* 労働基準法：労働基準法とは、働く人の賃金や労働時間、休暇等の労働条件について、最低限の基準を定めたもので、この法律は強行法規であり、使用者はこれを守らないと罰金刑や懲役刑に処せられることもある。

労働安全衛生法は、国会審議により制定されるが、法律で規定できない細かいことがらを明らかにするために、内閣（政府）が出す命令（政令）として労働安全衛生法施行令がある。さらに、大臣が出す命令（省令）を施行規則といい、厚生労働大臣による労働安全衛生規則（安衛則）がある。また、行政機関等が広く一般に知らせるために出す告示（厚生労働省告示等）がある。

法律の体系において、労働安全衛生法施行令や労働安全衛生規則には、国会の審議を経ることなく内閣および大臣の判断で改正できるので、状況を速やかに反映できる利点がある。

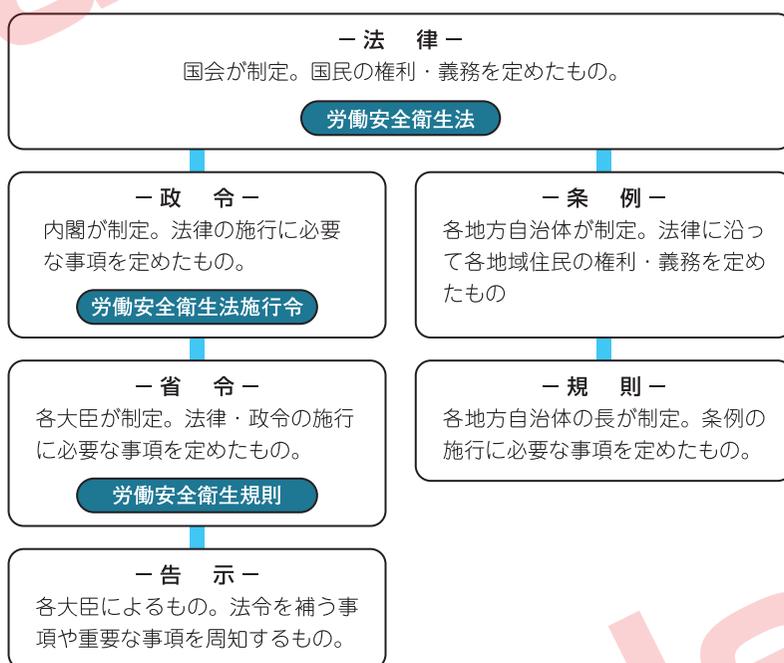


図1-4 労働安全衛生法体系の概要

## 1-4 労働安全衛生法の概要

労働安全衛生法は、13の章からなる条文と附則で構成されている。ここでは、基本的な内容について紹介する。

### (1) 安全衛生管理体制の構築

働く人の安全は、各事業場において事業者\*の責任により確保されなければならない。働く人の職場における安全と健康を確保するという目的を果たすため、責任体制の明確化および自主的な活動の促進を掲げた安全衛生管理体制を定めている。

\* 事業者：国税法令等において同種の行為を反復、継続、独立して行うことを事業といい、事業者とは、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと。

## (2) 労働者の危険や健康障害を防止するための取り組み

事業者には、様々な労働災害防止のための取り組みを義務付けている。ただし、事業者が行う労働災害防止のための具体的な内容は、技術的細部にわたることが多いため、詳細は労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則および告示に定められている。

## (3) 機械等並びに危険物および有害物に関する規制

事業者には、一定の機械について、定期的に自主点検を行うことを義務付けている。働く人に対する危険又は健康障害を生ずる恐れのある有害物には、その製造について厚生労働大臣の許可が必要であるとか、その容器には有害であることの表示を義務付けている。



図1-5 有害性の表示例

## (4) 労働者の就業にあたっての措置

事業者は、労働災害を防止するため、生産設備や作業環境等について安全を図り、働く人は、その業務に含まれる危険性や有害性を知り、適切な対応方法を熟知した上で作業に臨むことが定められている。また、事業者には、労働者が従事する業務に関して必要な安全衛生教育を行うことが義務づけられている。

## (5) 健康の保持・増進のための措置

事業者には、働く人に対して医師による健康診断の実施が義務付けられている。事業者は、働く人が長時間労働により疲労の蓄積がみられるときや、健康上の不安をもっているときは、医師による面接指導などの措置をとらなければならないと定められている。

## (6) 安全衛生

事業者は、働く人のために次のような措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

- ・ 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ・ 働く人の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- ・ 作業に従事することによる働く人の疲労回復のための施設、設備の設置又は整備